

議案第六九号

所有財産の処分について

義務教育施設整備資金に充当のため左記のとおり所有財産を処分するものとする。

記

一 処分する財産

別紙のとおり

二 処分の方法

一般競争入札により最高入札者に売却する。但し所の予定価格に達しないときは公売を打切ることがある。

昭和三十八年六月二十九日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十八年六月二十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



別紙

処分財産明細書

処分する財産の所在地	建物の名称	建物の構造	延坪数	備考
三朝町大字高橋	旧小鹿中学校	木造瓦葺平屋建	九四〇坪	
〃	旧小鹿出張所 及巡查駐在所	木造桧葺二階建	一五四坪	
〃 山田	旧三朝中学校	木造瓦葺二階建	三四九〇坪	
〃 元陽	旧竹田中学校	〃	一五五五坪	
〃	旧竹田中学校 寄附金	木造桧葺二階建	五〇〇坪	
〃	旧竹田中学校 教員住宅	木造トタン葺平屋建	二二〇坪	